

八戸市健康福祉審議会
平成28年度 第1回 社会福祉部会

日 時 平成28年7月25日（月）13時30分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第三委員会室

次 第

1 開会

2 部会長あいさつ

3 議事

（1）中核市移行に伴う条例改正案等について

①八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（仮称）及び
八戸市健康福祉審議会規則の一部を改正する規則（仮称）

②八戸市民生委員定数条例（仮称）

③八戸市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）

（2）その他

4 閉会

八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（仮称）及び
八戸市健康福祉審議会規則の一部を改正する規則（仮称）について

1. 改正の背景

中核市への移行に伴い、社会福祉法第7条第1項に定める「地方社会福祉審議会」を設置しなければならないため、八戸市健康と福祉のまちづくり条例を改正し、既存の八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を地方社会福祉審議会として位置づける。

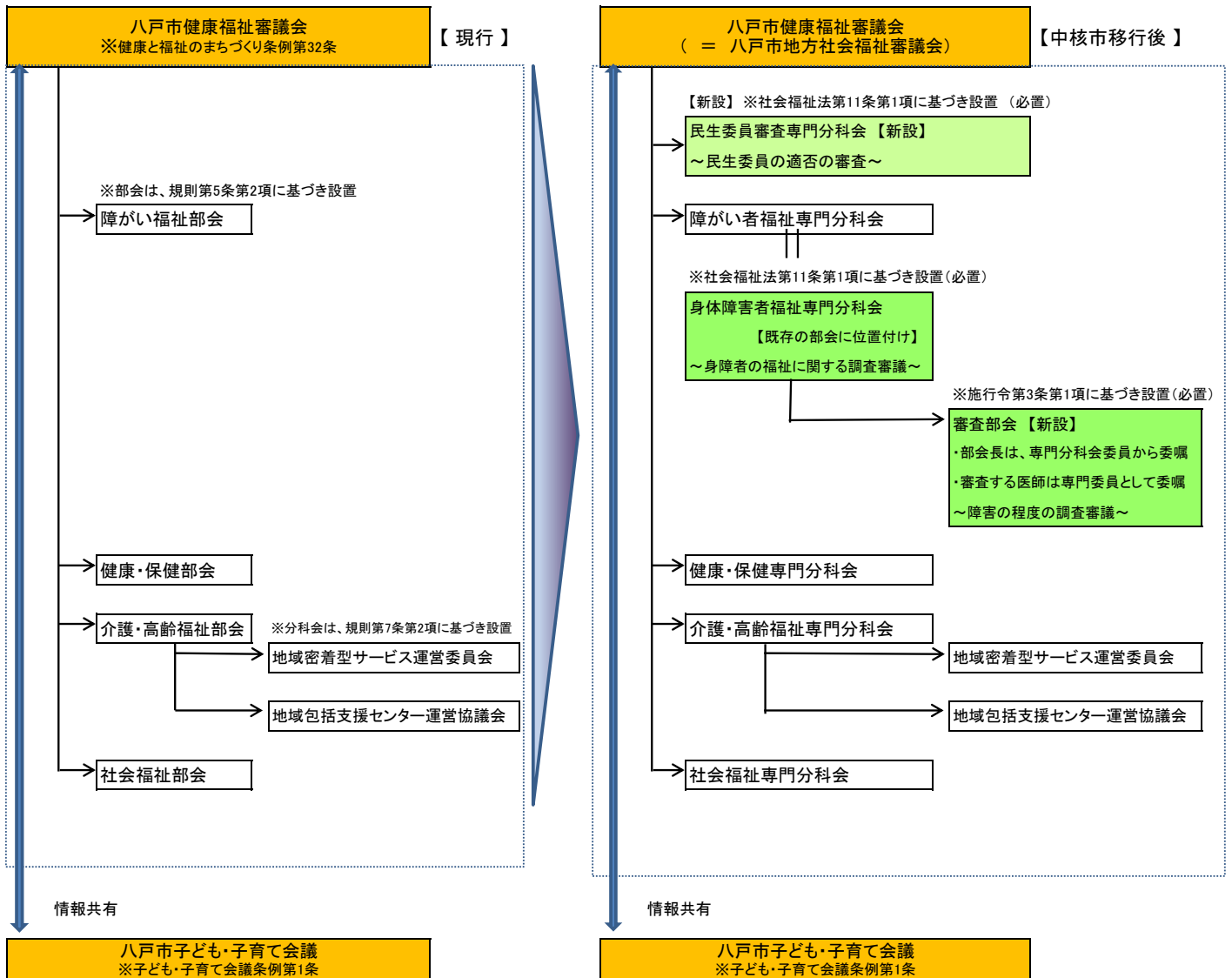
2. 改正の概要

- (1) 八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（仮称）
 - ① 審議会に、地方社会福祉審議会としての役割及び職務を追加する。
 - ② 審議会を組織する委員の選任要件に「市議会の議員」を追加する。
 - ③ 委員の定数を30人から35人に変更する。
- (2) 八戸市健康福祉審議会規則の一部を改正する規則（仮称）
 - ① 審議会に、専門分科会を置き、新たに民生委員審査専門分科会を置く。
 - ② 専門分科会に必要な応じて部会を置き、障がい者福祉専門分科会に障がい者福祉専門審査部会を置く。
 - ③ 委員等は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3. 改正後の体制

別紙のとおり

中核市移行後の健康福祉審議会(八戸市地方社会福祉審議会の設置)



- 民生委員審査専門分科会は、社会福祉法第11条第1項に基づき設置され、解職等に係る民生委員の適否(適格性)の審査に関する調査審議を行う。
- 審査部会は、社会福祉法施行令第3条第1項に基づき設置され、身体障がい者の障がい程度の審査に関する調査審議及び身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する調査審議を行う。

八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正の概要	改正後	改正前
目的の追加	第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による調査審議をするため</u> 、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。	第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。
職務の追加	2 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>健康福祉施策に関する基本的な事項及び社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項</u> を調査審議し、その結果を答申する。	2 審議会は、市長の諮問に応じ <u>健康福祉施策の基本的事項</u> を調査審議し、その結果を答申する。
意見を述べる対象の追加	3 審議会は、 <u>前項の事項</u> について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。	3 審議会は、 <u>健康福祉施策の基本的事項</u> について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
委員の選任要件の追加	4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。 <u>(1) 市議会の議員</u> <u>(2) 社会福祉事業に従事する者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> <u>(4) 保健医療関係者</u> <u>(5) 地域支援関係者</u> <u>(6) 公募に応じた者</u> <u>(7) 関係行政機関の職員</u> <u>(8) その他市長が必要と認める者</u>	4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。 <u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 保健医療関係者</u> <u>(3) 福祉関係者</u> <u>(4) 地域支援関係者</u> <u>(5) 公募に応じた者</u> <u>(6) 関係行政機関の職員</u> <u>(7) その他市長が必要と認める者</u>
定数の変更	5 前項の委員の定数は、 <u>35人以内</u> とする。	5 前項の委員の定数は、 <u>30人以内</u> とする。
変更なし	6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。	6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
変更なし	7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。	7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

八戸市健康福祉審議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正の概要	改正後	改正前
任期の変更	(委員の任期) 第2条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(委員の任期) 第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
名称の変更	<u>(専門分科会)</u>	<u>(部会)</u>
調査目的の追加及び名称の変更	第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条の規定に基づく調査審議をするため、 <u>専門分科会</u> を置く。	第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、 <u>部会</u> を置く。
名称の変更及び	2 <u>専門分科会</u> の名称は、次のとおりとする。	2 <u>部会</u> の名称は、次のとおりとする。
専門分科会の新設	(1) <u>民生委員審査専門分科会</u> (2) <u>障がい者福祉専門分科会</u> (3) <u>健康・保健専門分科会</u> (4) <u>介護・高齢福祉専門分科会</u> (5) <u>社会福祉専門分科会</u>	(1) <u>健康・保健部会</u> (2) <u>介護・高齢福祉部会</u> (3) <u>障がい福祉部会</u> (4) <u>社会福祉部会</u>
名称の変更	3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて <u>専門分科会</u> を置くことができる。	3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて <u>部会</u> を置くことができる。
組織の規定の変更	4 <u>専門分科会</u> は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により <u>臨時委員</u> が置かれた場合にあつては、 <u>民生委員審査専門分科会</u> を除き、 <u>当該臨時委員</u> を含む。）をもって組織する。	4 <u>部会</u> は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により <u>専門委員</u> が置かれた場合にあつては、 <u>当該専門委員</u> を含む。以下この条及び第7条において同じ。）をもって組織する。
名称の変更	5 <u>専門分科会</u> に、 <u>専門分科会長</u> 及び <u>副専門分科会長</u> 各1人を置く。	5 <u>部会</u> に、 <u>部会長</u> 及び <u>副部会長</u> 各1人を置く。
"	6 <u>専門分科会長</u> 及び <u>副専門分科会長</u> は、 <u>当該専門分科会</u> に属する委員の互選によって定める。	6 <u>部会長</u> 及び <u>副部会長</u> は、 <u>当該部会</u> に属する委員の互選によって定める。
"	7 <u>専門分科会長</u> は、 <u>専門分科会</u> の会務を掌理する。	7 <u>部会長</u> は、 <u>部会</u> の会務を掌理する。

改正の概要	改正後	改正前
”	8 <u>副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>	8 <u>副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
”	9 <u>専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。</u>	9 <u>部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。</u>
民生委員審査専門分科会の決議の取扱い等を新たに規定	10 <u>民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。</u>	
名称の変更 専門分科会の開催要件及び議決要件の変更	11 <u>前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。</u>	10 <u>前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。</u>
名称の変更	<u>（臨時委員）</u>	<u>（専門委員）</u>
名称の変更	第6条 審議会は、 <u>特別</u> の事項を調査審議させるため必要があるときは、 <u>臨時委員</u> を置くことができる。	第6条 審議会は、 <u>専門</u> の事項を調査審議させるため必要があるときは、 <u>専門委員</u> を置くことができる。
臨時委員の選任要件の追加	2 <u>臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u>	2 <u>専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u>
名称の変更	3 <u>臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>	3 <u>専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>
名称の変更	<u>（部会）</u>	<u>（分科会）</u>
”	第7条 <u>専門分科会</u> に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて <u>部会</u> を置くことができる。	第7条 <u>部会</u> に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて <u>分科会</u> を置くことができる。

改正の概要	改正後	改正前
<p>第2項を追加し、審査部会を新設</p> <p>項の繰り下げ及び名称の変更</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>第10項を追加し、審査部会の決議の取扱い等を新設</p> <p>項の繰り下げ、名称の変</p>	<p><u>2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。</u></p> <p><u>3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。</u> (1) 地域密着型サービス運営委員会 (2) 地域包括支援センター運営協議会</p> <p><u>4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあつては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあつては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。</u></p> <p><u>5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</u></p> <p><u>6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。</u></p> <p><u>7 部会長は、部会の会務を掌理する。</u></p> <p><u>8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を次の専門分科会の会議において報告しなければならない。</u></p> <p><u>10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を次の審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。</u></p> <p><u>11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合におい</u></p>	<p><u>2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。</u> (1) 地域密着型サービス運営委員会 (2) 地域包括支援センター運営協議会</p> <p><u>3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。</u></p> <p><u>4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。</u></p> <p><u>5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。</u></p> <p><u>6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。</u></p> <p><u>7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。</u></p> <p><u>9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合におい</u></p>

改正の概要	改正後	改正前
<p>更及び部会の開催要件及び議決要件の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>秘密保持事項を新設</p> <p>”</p> <p>条の繰り下げ</p> <p>条の繰り下げ及び名称の変更</p>	<p>て、同条中「審議会」とあるのは「<u>部会</u>」と、「会長」とあるのは「<u>部会長</u>」と、「委嘱」とあるのは「<u>指名</u>」と、「市長」とあるのは「<u>専門分科会長</u>」と、「<u>委員</u>」とあるのは「<u>委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）</u>」と、「<u>出席委員</u>」とあるのは「<u>出席した委員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p><u>第8条</u> 審議会、<u>専門分科会</u>又は<u>部会</u>は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(<u>秘密の保持</u>)</p> <p><u>第9条</u> <u>委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この規則に定めるもののほか、<u>審議会、専門分科会及び部会</u>の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>て、同条中「審議会」とあるのは「<u>分科会</u>」と、「会長」とあるのは「<u>分科会長</u>」と、「委嘱」とあるのは「<u>指名</u>」と、「市長」とあるのは「<u>部会長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p><u>第8条</u> 審議会、<u>部会</u>又は<u>分科会</u>は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、<u>審議会、部会及び分科会</u>の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

八戸市健康と福祉のまちづくり条例

＜健康福祉審議会部分抜粋＞

第4章 健康福祉審議会

第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ健康福祉施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、健康福祉施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 地域支援関係者
 - (5) 公募に応じた者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
- 7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第7項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、部会を置く。

2 部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 健康・保健部会

(2) 介護・高齢福祉部会

(3) 障がい福祉部会

(4) 社会福祉部会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあっては、当該専門委員を含む。以下この条及び第7条において同じ。）をもって組織する。

5 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

7 部会長は、部会の会務を掌理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。

10 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(分科会)

第7条 部会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス運営委員会

(2) 地域包括支援センター運営協議会

3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。

4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。

5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。

6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。

7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。

9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、部会又は分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第29号)

この附則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月20日規則第61号)

この附則は、平成25年7月1日から施行する。

八戸市民生委員定数条例（仮称）の制定について

1. 制定の背景

中核市への移行に伴い、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、市が民生委員の定数を定めるものである。

民生委員法（抜粋）

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

※前条の区域＝市町村の区域

※同法第 29 条により、都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるもの（民生委員に関する事務を含む）は、中核市が処理するものとされている。

2. 制定の骨子案

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定による民生委員の定数は、509 人とする。

条例の施行日は、平成 29 年 1 月 1 日を予定。

※参考：厚生労働大臣の定める参酌すべき基準

「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成 25 年 7 月 8 日付け雇児発 0708 第 9 号、社援発 0708 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同省社会・援護局長連名通知）により次のとおり定められている。

(1) 民生委員・児童委員配置基準（中核市及び人口 10 万人以上の市）

170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに

民生委員・児童委員 1 人

(2) 主任児童委員配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

※参考：青森県民生委員・児童委員の定数及び民生委員協議会の区域に関する指針（抜粋）

1 民生委員・児童委員の定数について

民生委員法第4条第1項の規定に基づき定める民生委員・児童委員の定数は、主任児童委員を除く民生委員・児童委員（以下「民生委員・児童委員」という。）の定数については、一般基準のアにより定め、主任児童委員の定数については、一般基準のイにより定める。

なお、特別な事情がある場合は特別基準を勘案し、市町村長の意見を聴いて定める。

(1) 一般基準

ア. 民生委員・児童委員配置基準（中核市及び人口10万人以上の市）

170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに
民生委員・児童委員1人（3.(1)と同様）

イ. 主任児童委員配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

ただし、定数9人以下の協議会については、当分の間定数1人とする。

(2) 特別基準

山間へき地等の地理的条件又は過疎過密及び世帯の構成等の社会的経済的条件等を考慮して算出する。

2 地区について

市における地区については、1地区につき民生委員・児童委員数20人を基準とし、学校区、自治組織の区域及び地区社会福祉協議会の区域等を勘案し定める。

3 定数及び地区の改定について

定数及び地区の改定は、3年ごとに実施される一斉改選の際に行うこととする。

生活保護法に基づく保護施設の概要

1. 保護施設の概要と種類

保護施設は、生活保護法に基づく保護（生活保護）を実施するために設置される福祉施設である。

生活保護は居宅保護を原則としているが、居宅保護では保護の効果を期待できない場合、本人の同意を得て収容保護（保護施設での保護）を行うことができるとされている。

保護施設には、「救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿所提供施設」の5種類の施設がある。（生活保護法第38条）

保護施設	概 要
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。
更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。
授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

2. 保護施設への入所

保護の実施機関（福祉事務所）は、要保護者の健康状態、生活状態、家庭関係等から居宅での単身生活が困難であると判断した場合、要保護者の意向も考慮した上で、救護施設、更生施設、若しくはその他適当な施設に入所させることができる。（生活保護法第30条）

3. 保護施設の設置等

保護施設の経営は、社会福祉法における「第1種社会福祉事業」となっており、施設を設置できるのは、都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られている。（生活保護法第40条及び第41条）

また、保護施設の設備及び運営の基準は、都道府県（指定都市、中核市）が条例で定めることとなっているため（生活保護法第39条）、八戸市の中核市移行に伴い、新たに条例を制定するもの。

4. 県内の保護施設の状況

青森県内には、保護施設（救護施設）が3施設設置されている。

（十和田市：2施設、平内町：1施設）

※保護施設は、障害者施策など他法の整備・拡充により全国的にその数が減少傾向にある。

青森県においては、昭和45年に設置されて以来整備されていない。

八戸市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の骨子案

1. 条例の趣旨（目的）

平成29年1月1日に八戸市が中核市に移行することに伴い、これまで青森県が基準を定めていた生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する権限が八戸市に移譲される。

現在、市内には保護施設はないが、新規に設置する際の基準等を設ける必要があるため条例を定めるもの。

2. 条例の構成

(1) 総則	条例の趣旨、使用する用語の定義について規定。
(2) 救護施設等の基本方針及び共通的な基準	救護施設等の基本方針、構造設備の原則、職員の資格要件、職員の専従、苦情への対応、非常災害対策、帳簿の整備について規定。
(3) 救護施設の設備及び運営に関する基準	救護施設の規模、設備の基準、職員の配置の基準、衛生管理及び生活指導等について規定。
(4) 更生施設の設備及び運営に関する基準	更生施設の規模、設備の基準、職員の配置の基準、生活指導及び作業指導等について規定。
(5) 医療保護施設	医療保護施設は、医療法等に規定する基準に従って適切な運営を行うことを規定。
(6) 授産施設の設備及び運営に関する基準	授産施設の規模、設備の基準、職員の配置の基準及び自立指導等について規定。
(7) 宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	宿所提供施設の規模、設備の基準および職員の配置等の基準について規定。

3. 国の基準について

(1) 条例で定める基準の項目と基準の種類

条例の制定に当たっては、厚生労働省令（平成23年厚生労働省令第150号）を踏まえ、生活保護法第39条第2項に定めるとおり、次の3つの分類に基づき、条例を作成することとされている。

条例で定める基準の項目	基準の種類
<ul style="list-style-type: none"> 保護施設に配置する職員及びその員数 保護施設に係る居室の床面積 保護施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの 	従うべき基準
保護施設の利用定員	標準とされる基準
その他の事項	参酌すべき基準

(2) 条例の考え方

保護施設は全国どの地域にある施設であっても、同程度の設備及びサービスで運営されることが求められることから、厚生労働省令が示している基準のとおり条例を定める。(青森県も厚生労働省令のとおり条例を制定している)

ただし、医療保護施設については、省令に規定がないため、基準に関する運用通知(厚生労働省社会・援護局長通知 平成23年12月28日 社援発1228第1号)に基づき、条例を定めることとする。

4. 条例で定める設置基準

救護施設	
【設置基準】	
・定員	30人以上
・居室	1人当たりの床面積3.3平方メートル以上
・職員配置	施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員
更生施設	
【設置基準】	
・定員	30人以上
・居室	1人当たりの床面積3.3平方メートル以上
・職員配置	施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員
医療保護施設	
【設置基準】	
	医療法その他医療に関する法令に基づく設備及び運営
授産施設	
【設置基準】	
・定員	20人以上
・職員配置	施設長、作業指導員
・設備	作業室、作業設備等
宿所提供施設	
【設置基準】	
・定員	30人以上
・居室	1人当たりの床面積3.3平方メートル以上
・職員配置	施設長

5. 施行期日

平成29年1月1日